

◇ 給与勧告等の骨子 ◇

【本年の給与勧告のポイント】

- ・ 民間給与との較差1,203円(0.31%)を解消するため、平成20年度の地域手当支給割合の遡及改定により対応し、給料表の水準改定はなし
- ・ 期末・勤勉手当(ボーナス)についても、民間の支給割合と均衡しているため、改定なし
- ・ 医師の初任給調整手当を改善(平成21年度から)
- ・ 地域手当の段階的引上げ(平成21年度から)
- ・ 扶養親族である子等に係る扶養手当の引上げ(平成21年度から)
- ・ 教員の新たな職の設置に応じた給料表の級の新設等(平成21年度から)

【給与】

職員の給与については、平成19年度から給与構造改革に取り組んでおり、給料表の水準の引下げ、年功的な給与上昇の抑制を行っている一方で、これに伴う民間賃金との均衡を図るために地域手当の支給や、勤務実績をより給与に反映させやすくする仕組みへの移行等の改革を進めているところである。また、職員の管理職手当は、知事等及び職員の給与の特例に関する条例(平成19年宮城県条例第94号。以下「特例条例」という。)により、その職の区分に応じて20%から10%までの範囲で減額されている状況にある。

1 民間給与との較差

企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内889事業所のうち、層化無作為抽出法により抽出した242事業所、うち規模が調査の対象外であることが判明した事業所及び調査不能の事業所を除く217事業所の8,818人の個人別給与を実地調査し(完了率89.7%)、それらに基づいて職員の給与と調査・比較したところ、次のとおり民間給与が職員給与を上回っている。

(1) 公民較差(行政職相当)

1,203円(0.31%) [特例条例による減額措置後の額(率) 2,101円(0.54%)]

※ 勧告における公民較差は、従来同様、特例条例による減額措置がないものとした場合の職員給与と民間給与との較差(1,203円)とする。

(2) 期末・勤勉手当(特別給)

昨年冬と本年夏の1年間の民間の支給月数は4.45月で、県職員の年間支給月数4.45月と均衡している。

2 勧告の内容

(1) 民間給与との較差解消等のための改正

① 地域手当

イ 地域手当の支給割合と支給地域(完成時)

地 域 の 区 分		支 給 割 合
1級地	東京都千代田区	100分の18
2級地	大阪市	100分の15
3級地	仙台市	100分の4.5
4級地	仙台市を除く宮城県内の地域	100分の1.5

ただし、医療職給料表(一)の適用を受ける職員については、当分の間、この表にかかわらず100分の15とする。

ロ 愛知県名古屋市の地域手当の支給割合

愛知県名古屋市に県の機関が置かれた場合、当該地域の地域手当の支給割合は100分の12とする。

ハ 平成20年度における地域手当の支給割合の特例措置 [これにより公民較差を解消

→1,106円(0.28%)]

平成20年度における支給割合は、イにかかわらず、1級地は100分の14.5、2級地は100分の12、3級地は100分の3.5、4級地は100分の1とする。ただし、医療職給料表(一)の適用を受ける職員の平成20年度の支給割合は100分の12とする。

なお、愛知県名古屋市の支給割合は、県の機関が置かれた日からロのとおり100分の12となる。

二 平成21年度における地域手当の支給割合の特例措置

平成21年度における1級地、2級地及び3級地の支給割合は、イにかかわらず、1級地は100分の16、2級地は100分の13、3級地は100分の3.5とする。ただし、医療職給料表(一)の適用を受ける職員の平成21年度の支給割合は100分の13とする。

なお、4級地及び愛知県名古屋市の支給割合は、イ及びロのとおり、それぞれ100分の1.5、100分の12となる。

ホ 平成22年度以降における地域手当の支給割合の特例措置

平成22年度以降における1級地、2級地及び3級地並びに医療職給料表（一）の適用を受ける職員の支給割合については、イの支給割合を上限として、国及び他の地方公共団体の支給割合を勘案した上で、改めて決定する。

② 初任給調整手当

医師の初任給調整手当について、国家公務員の給与改定に関する人事院勧告の内容に準じて改定すること。

③ 扶養手当

配偶者以外の扶養親族に係る手当の月額（職員に配偶者がいる場合の1人に係る手当の月額を除く。）を各1人につき、6,500円（現行6,000円）とすること。※国家公務員 現行6,500円

④ 改定の実施時期

平成20年4月1日から実施する。ただし、①のロについては、愛知県名古屋市に県の機関が置かれた日から、②及び③については、平成21年4月1日から実施すること。

（2）副校長・主幹教諭の設置に応じた教員給与の改正

① 給料表

現行の教育職給料表（二）及び（三）の2級と3級の間に級を新設（主幹教諭）。

② 諸手当

イ 副校長、主幹教諭を、義務教育等教員特別手当、産業教育手当及び定時制通信教育手当の支給対象職員とすること。

ロ 主幹教諭を、教職調整額及び教員特殊業務手当の支給対象職員とすること。

③ 改定の実施時期

副校長、主幹教諭の職の設置に合わせ、平成21年4月1日から実施すること。

【人事管理】

「国家公務員制度改革基本法」が制定されるなど、公務員制度改革の動きが進んでおり、本県においても今後の公務員制度改革の具体的方向性や時代の変化を十分に見据えた上で、人事管理システム全体についての検討を進める必要がある。また、人財確保については、採用試験の受験年齢引き上げによる効果も検証しながら、さらに有為な人財確保に向け、引き続き研究・検討が必要である。

【公務運営の改善（勤務時間の見直し等）】

勤務時間について、人事院勧告（平成21年4月1日から1日8時間→7時間45分：1週間40時間→38時間45分）に鑑み、国等の動向に留意しつつ、国に準じた勤務時間の短縮を検討することが適当である。見直しに当たっては、行政サービスの維持・向上を原則として、行政コストの増加を招かないよう公務運営の一層の効率化を図るとともに、各職場の勤務体制等の条件整備と県民への十分な周知が必要である。

超過勤務の縮減と年次有給休暇の使用促進、家庭生活と仕事の両立のための環境整備、心の健康づくりの推進、服務規律の一層の確保と公務員倫理の高揚を図る必要がある。

<参考>

この勧告に基づき、給与の改定を行った場合の平均改定額（率）は、次のとおりである。

行政職（平均年齢42.5歳、平均経験年数22.1年）

区分	20.4.1現在	改定額	改定率	改定後
平均給与月額	389,689円	1,106円	0.28%	390,795円
内 納 給 料	354,614円	0円	0.00%	354,614円
諸 手 当	35,075円	1,106円	0.28%	36,181円
平均年間給与	6,480,000円	18,000円	0.28%	6,498,000円

（注）1 紙月額は、行政職給料表適用職員の平均であり、給料及び諸手当が含まれている。

2 年間給与は、紙月額をもとに算出した額（千円未満四捨五入）である。